

分野	平成 31 年度 （変更点を赤字で記載）	平成 30 年度
1. 基 盤的保 険者機 能関係	<p>①現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、マニュアルに基づき確実に実施する。 ・ 被保険者資格等に疑義のある申請について、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を適宜開催し、積極的に事業主への立入検査を実施するなど、重点的な審査を行う。 <p style="color: red;">（下部へ移動）</p> <p>②効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用した効果的なレセプト点検を推進する。 ・ システムを活用し効率的に資格点検を実施し、レセプト返戻及び返還事務を適切に行う。 ・ システムを活用し効率的に外傷点検を実施し、第三者行為に係るものは確実に求償を行い、労災等に係るものはレセプト返戻及び返還事務を適切に行う。 <p>■KPI：</p> <p>③柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p>	<p>①現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病手当金と障害年金との併給調整については、マニュアルに基づき確実に実施する。 ・ 被保険者資格等に疑義のある申請については、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を適宜開催し、積極的に事業主への立入検査を実施するなど、重点的な審査を行う。 ・ はり・きゅう、あんまマッサージ療養費適正化のため、頻回・長期の申請について患者照会を実施するとともに、照会文書に適正受診のリーフレットを同封し周知を行う。 <p>②効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用した効果的なレセプト点検を推進する。 ・ システムを活用し効率的に資格点検を実施し、レセプト返戻及び返還事務を適切に行う。 ・ システムを活用し効率的に外傷点検を実施し、第三者行為に係るものは確実に求償を行い、労災等に係るものはレセプト返戻及び返還事務を適切に行う。 <p>■KPI：<u>社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする</u></p> <p style="text-align: center;">（※）<u>査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額</u></p> <p>③柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p>

・柔道整復施術療養費適正化のため、システムを活用し、多部位（施術箇所が3部位以上）・頻回（施術日数が月15日以上）等の申請について効果的な文書照会を実施するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる不適正受診に対する照会を実施する。

■KPI：

④あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

・受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。

⑤返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

・事業主や加入者に対して、資格喪失後（または被扶養者削除後）は届書への保険証の添付を徹底していただくよう、広報媒体を活用し周知を行う。
・保険証未返納者へ早期に返納催告文書を発送し、**被保険者証回収不能届を活用した**電話による回収業務も推進していく。事業所に対しても文書・訪問等による届書への保険証の添付の徹底を周知する。

■KPI：

・31年度末債権残高について、30年度末債権残高を下回る額とする。
・債権発生から6か月以内の回収を目指し、催告スケジュールどおりに効率的かつ確実に催告を行うとともに、法的手続きを実施し債権回収を強化する。

・柔道整復施術療養費適正化のため、システムを活用し、多部位（施術箇所が3部位以上）・頻回（施術日数が月15日以上）等の申請について効果的な文書照会を実施するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる不適正受診に対する照会を実施する。

■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

④返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

・事業主や加入者に対して、資格喪失後（または被扶養者削除後）は届書への保険証の添付を徹底していただくよう、広報媒体を活用し周知を行う。
・保険証未返納者へ早期に返納催告文書を発送し、電話による回収業務も推進していく。事業所に対しても文書・訪問等による届書への保険証の添付の徹底を周知する。

■KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.0%以上とする

・30年度末債権残高について、29年度末債権残高を下回る額を目標とする。
・債権発生から6か月以内の回収を目指し、催告スケジュールどおりに効率的かつ確実に催告を行うとともに、法的手続きを実施し債権回収を強化する。

- ・傷病手当金と年金との調整により発生する債権は、事前説明を確実に実施し、速やかな回収を図る。
- ・資格喪失後受診による債務者が**他の**健康保険に加入している場合、速やかに**他保険者**と保険者間調整を活用し喪失後受診にかかる医療給付費の精算を実施する。

■KPI :

⑥サービス水準の向上

- ・現金給付等の業務の標準化・簡素化・効率化を徹底し、日々の業務量や優先度に応じて柔軟に対応できる業務処理体制を構築することにより、業務の生産性の向上を目指す。
- ・傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間について、10 営業日以内とする。
- ・お客様満足度調査などにより加入者等の意見やニーズを適切に把握し、サービス水準の向上に努める。

■KPI :

⑦限度額適用認定証の利用促進

- ・事業主や健康保険委員のほか加入者に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、医療機関**や市町村と連携し**、窓口に限度額適用認定申請書を配置し利用促進を図る。

■KPI :

- ・傷病手当金と年金との調整により発生する債権は、事前説明を確実に実施し、速やかな回収を図る。
- ・資格喪失後受診による債務者が国民健康保険に加入している場合、速やかに国民健康保険団体連合会と保険者間調整を活用し喪失後受診にかかる医療給付費の精算を実施する。

■KPI : ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

⑤サービス水準の向上

- ・現金給付等の業務の標準化・簡素化・効率化を徹底し、日々の業務量や優先度に応じて柔軟に対応できる業務処理体制を構築することにより、業務の生産性の向上を目指す。
- ・傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、10 営業日以内とする。
- ・お客様満足度調査などにより加入者等の意見やニーズを適切に把握し、サービス水準の向上に努める。

■KPI : ① サービススタンダードの達成状況を 100%とする

② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 93.0%以上とする

⑥限度額適用認定証の利用促進

- ・事業主や健康保険委員のほか加入者に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、医療機関等の窓口^に限度額適用認定申請書を配置し利用促進を図る。

■KPI : 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 83.0%以上とする

	<p>⑧被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者状況リストの未提出事業所に対し勧奨により回答率の向上を図る。 被扶養者状況リストが届かない事業所については、調査により事業所への送達の徹底を行う。 <p>■KPI：</p> <p>⑨オンライン資格確認の利用率向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会が独自で実施している医療機関におけるオンライン資格確認について、引き続きその利用率向上に取り組む。 <p>■KPI：</p> <p>⑩的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期的な視点から健全な財政運営に努めるとともに、中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について加入者や事業主に対して情報発信を行う。 	<p>⑦被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者状況リストの未提出事業所に対し勧奨により回答率の向上を図る。 被扶養者状況リストが届かない事業所については、日本年金機構と連携し事業所への送達の徹底を行う。 <p>■KPI：<u>被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.0%以上とする</u></p> <p>⑧オンライン資格確認の導入に向けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在協会けんぽが独自で実施している医療機関におけるオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に取り組む。 <p>■KPI：<u>現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 45.0%以上とする</u></p>
<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>①ビックデータを活用した分析結果の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所健康度診断を用いて事業所の健診結果の見える化を実施し、従業員の健康度の状況把握につなげる。 各自治体の国民健康保険加入者と協会けんぽ富山支部加入者とを合わせて共同分析を実施し、自治体及び関係機関に提供する。 <p>②データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>上位目標：メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合</p>	<p>①ビックデータを活用した分析結果の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所健康度診断を用いて事業所の健診結果の見える化を実施し、従業員の健康度の状況把握につなげる。 各自治体の国民健康保険加入者と協会けんぽ富山支部加入者とを合わせて共同分析を実施し、自治体及び関係機関に提供する。 <p>②データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>上位目標：メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合</p>

(27.3% : 平成 28 年度国への報告) を減少させ、全国平均以下 (参考 27.0% : 平成 28 年度国への報告) にする。

※ 該当者・予備群約 400 人減らず (平成 28 年度国への報告より算出)

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 (支部目標 〇〇%)

A. 被保険者 (40 歳以上) (受診対象者数 : 〇〇人)

(a) 生活習慣病予防健診

実施率 〇〇% (実施見込者数 : 〇〇人)

〈受診勧奨対策〉

- ・生活習慣病予防健診・特定健康診査に係る受診勧奨リーフレットを支部で独自に作成し送付する。
- ・健診機関に生活習慣病予防健診未受診事業所への受診勧奨を委託する。

(b) 事業者健診データ

取得率 〇〇% (取得見込者数 : 〇〇人)

〈受診勧奨対策〉

- ・事業者健診データ提供依頼について、富山労働局及び富山県、**富山運輸支局**と連携した文書により勧奨を行うとともに、電話等により勧奨を行う。
- ・**事業所に対する**事業者健診結果データの**提供**勧奨を健診機関等に**委託**する。
- ・事業者健診の結果データ取得のため、**関係**団体と連携し勧奨を行う。また、健康企業宣言事業の拡大により健康経営を推進し、結果データ取得に結び付ける。

(27.3% : 平成 28 年度国への報告) を減少させ、全国平均以下 (参考 27.0% : 平成 28 年度国への報告) にする。

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 (支部目標 66.0%)

A. 被保険者 (40 歳以上) (受診対象者数 : 172,990 人)

(a) 生活習慣病予防健診

実施率 63.6% (実施見込者数 : 110,022 人)

〈受診勧奨対策〉

- ・生活習慣病予防健診・特定健康診査に係る受診勧奨リーフレットを支部で独自に作成し送付する。
- ・健診機関が生活習慣病予防健診未受診事業所へ受診勧奨を実施する。

(b) 事業者健診データ

取得率 12.0% (取得見込者数 : 20,759 人)

〈受診勧奨対策〉

- ・事業者健診データ提供依頼について、富山労働局及び富山県と連携した文書により勧奨を行うとともに、電話等により勧奨を行う。
- ・事業者健診の結果データの取得促進のため、データ提供の取得勧奨を健診機関等に依頼する。
- ・事業者健診の結果データ取得のため、経済団体等 (協定締結している商工会議所や商工会等) と連携し勧奨を行う。また、健康企業宣言事業の拡大により健康経営を推進し、結果データ取得に結び付ける。

<p>(削除)</p> <p>B. 被扶養者（受診対象者数：〇〇人）</p> <p>(a) 特定健康診査</p> <p>実施率 〇〇%（実施見込者数：〇〇人）</p> <p>〈受診勧奨対策〉</p> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者の特定健康診査受診率向上のため、富山県内で 20 回以上の出張健診を実施する。 ・自治体と連携し、特定健診とがん検診の同時実施会場を設け、被扶養者が受診しやすい環境を整備する。 <p>■KPI：</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者健診の結果データ取得のため、社会保険労務士に業務委託し勧奨を行う。 <p>B. 被扶養者（受診対象者数：42,295人）</p> <p>(a) 特定健康診査</p> <p>実施率 26.7%（実施見込者数：11,307人）</p> <p>〈受診勧奨対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者の特定健康診査受診券を自宅（被保険者宅）に直接送付する。 ・被扶養者の特定健康診査受診率向上のため、富山県内 18 会場にて出張健診を実施する。 ・市町村主催の集団健診の受診案内文書を送付し、受診勧奨を実施する。 <p>■KPI：① <u>生活習慣病予防健診実施率を 63.6%以上とする</u></p> <p>② <u>事業者健診データ取得率を 12.0%以上とする</u></p> <p>③ <u>被扶養者の特定健診受診率を 26.7%以上とする</u></p>
<p>ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成 30 年度からの制度見直しへの対応（支部目標〇〇%）</p> <p>A. 被保険者（受診対象者数：〇〇人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率〇〇%（実施見込者数：〇〇人） （内訳）協会保健師実施分〇〇%（実施見込者数：〇〇人） アウトソーシング分〇〇%（実施見込者数：〇〇人） <p>B. 被扶養者（受診対象者数：〇〇人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率〇〇%（実施見込者数：〇〇人） <p>〈保健指導の受診勧奨対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診当日に特定保健指導の初回面談を行うように健診機関へ働きかける。 	<p>ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成 30 年度からの制度見直しへの対応（支部目標 19.2%）</p> <p>A. 被保険者（受診対象者数：26,156人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 19.6%（実施見込者数：5,117人） （内訳）協会保健師実施分 14.0%（実施見込者数：3,655人） アウトソーシング分 5.6%（実施見込者数：1,462人） <p>B. 被扶養者（受診対象者数：1,018人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 9.8%（実施見込者数：100人） <p>〈保健指導の受診勧奨対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診当日に特定保健指導の初回面談を行うように健診機関へ働きかける。

<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者や保健指導受入拒否事業所の被保険者に対し、土曜健康相談（年6回）による特定保健指導を実施する。 ・事業所に対して事業所健康度診断等を活用し、特定保健指導の利用勧奨を行う。 <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠隔面談による被保険者の特定保健指導の利用拡大を図る。また、被扶養者についても検討する。 ・翌年度の特定保健指導該当者の減少のため、今年度の特定保健指導未実施者に対し、改めて実施及び生活習慣改善を促す。 <p>〈保健指導の質の向上対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師、管理栄養士のスキルアップを図る研修を行う。 <p>■KPI :</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者で、対象者が1名の事業所、保健指導受入拒否事業所および被扶養者へ土曜健康相談（年6回）の案内を送付し、特定保健指導を実施する。 ・事業所に対して事業所健康度診断等を活用し、特定保健指導の利用勧奨を行う。 ・富山県内の市町村と特定保健指導業務委託契約を締結し、特定保健指導を実施する。 ・ITを活用した遠隔指導の委託を検討する。 <p>〈保健指導の質の向上対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師、管理栄養士のスキルアップを図る研修を行う。 <p>■KPI : 特定保健指導の実施率を19.2%以上とする</p>
<p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <p>A. 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施見込人数約1,200人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果（血圧値・血糖値）で、「要治療」等と判定されながら医療機関を受診していない治療放置者に対して、面談あるいは文書により医療機関への受診勧奨を継続し勧奨結果の検証を行う。 <p>■KPI :</p> <p>B. 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病未治療者および治療中断者のうち、糖尿病性腎症の可能性が高い者に受診勧奨を実施する。また、自治体及び主治医と連携し、保健指導を実施する。 	<p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <p>A. 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施見込人数約1,020人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果（血圧値・血糖値）で、「要治療」または「要精密検査」と判定されながら医療機関を受診していない治療放置者に対して、医療機関への受診勧奨を継続し勧奨結果の検証を行う。 <p>■KPI: 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.1%以上とする</p> <p>B. 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病未治療者および治療中断者のうち、糖尿病性腎症の可能性が高い方を受診勧奨する。また、関係機関と連携し、保健指導を実施する。

<p>C. 「血圧治療薬」または「血糖治療薬」を服薬中だが血圧または血糖の値が高い方への注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> ・服薬しているが健診結果で血圧または血糖の値が一定以上の方に対し、適切に服薬するよう注意喚起を行う。また、治療中断者に対しては医療機関への受診勧奨を行う。 	<p>C. 「血圧治療薬」服薬中で血圧の値が高い方への受診勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果で、服薬をしているが血圧の値が一定以上の方に対し、適切に服薬するよう注意喚起を行う。また、治療中断者に対しては医療機関への受診勧奨を行う。
<p>iv) 健康経営（コラボヘルスの推進）</p> <p>A. 健康経営の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体及び経済団体等と連携し事業主へ啓発を行い、宣言事業所の拡大を図る。 <p>B. 健康企業宣言事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宣言事業所に対して、電話及び訪問により取組支援を行う。 ・宣言事業所に対して、一層健康づくりの取組が進むよう事業やツールの導入を行う。 <p>(下部へ移動)</p> <p>v) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり推進協議会を開催し、効果的な保健事業に繋げる。 ・富山県内で開催される市町村等が主催するイベントに参画し、健康測定・健康相談を行うことで健康づくりの啓発及び特定健診の重要性の周知を行う。 ・各種研修会や事業所へ積極的に講師を派遣し、事業所での健康づくりのための啓蒙啓発を行う。 ・健康づくり等に関する実態調査を行い、事業所における健康づくりの状況や課題等を把握する。 	<p>iv) 健康経営（コラボヘルスの推進）</p> <p>A. 健康経営の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体及び経済団体等と連携し事業主へ啓発を行い、宣言事業所の拡大を図る。 <p>B. 健康企業宣言事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宣言事業所に対し、電話及び訪問により取組み支援を行う。 ・宣言事業所に対して、健康づくりの取組みが進む事業やツールの導入を検討する。 ・歯科口腔衛生に対する意識向上と歯周病予防に向けて歯科健診受診の啓発を行う。 <p>V) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり推進協議会を開催し、効果的な保健事業に繋げる。 ・富山県内で開催される市町村等が主催するイベントに参画し、健康測定・健康相談をすることで健康づくりの啓発及び特定健診の重要性の周知を行う。 ・各社会保険委員会で開催される研修会や事業所に出向き、事業所での健康づくりのための啓蒙啓発を行う。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 県歯科医師会と連携し、歯科口腔衛生に対する意識向上と歯周病予防に向けて歯科健診受診の啓発を行う。 ・ 県薬剤師会と連携し、事業所に対して禁煙に関する啓発等の事業を行う。 	
<p>③広報活動や健康保険委員を通じた加入者等に健康保険制度等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納入告知書同封チラシやメールマガジン、社会保険とやまにより定期的に広報を行うほか、加入者にとって丁寧でわかりやすいホームページの作成に努める。 ・ 加入者の医療費及び健診結果のデータをもとに支部医療費等の状況を分析し、加入者及び事業主に発信する。 ・ 支部の事業に関するニュースリリースを行い、マスコミを通じた広報を行う。 ・ 保険者協議会や県、市町村など関係機関と連携した広報を実施する。 ・ 加入者に対し、かかりつけ医や小児救急電話相談（#8000）の利用、かかりつけ薬局やお薬手帳の活用など、医療機関の適正な受診を啓発する。 ・ 健康保険委員の拡大に向けた事業所への勧奨や、健康保険委員を対象とした健康づくり等に関する研修会を開催する。 <p>■KPI：</p>	<p>③広報活動や健康保険委員を通じた加入者等に健康保険制度等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納入告知書同封チラシやメールマガジン、社会保険とやまにより定期的に広報を行うほか、加入者にとって丁寧でわかりやすいホームページの作成に努める。 ・ 加入者の医療費及び健診結果のデータをもとに支部医療費等の状況を分析し、加入者及び事業主に発信する。 ・ 支部の事業に関するニュースリリースを行い、マスコミを通じた広報を行う。 ・ 保険者協議会や県、市町村など関係機関と連携した広報を実施する。 ・ 加入者に対し、かかりつけ医や小児救急電話相談（#8000）の利用、かかりつけ薬局やお薬手帳の活用など、医療機関の適正な受診を啓発する。 ・ 健康保険委員の拡大に向け事業所への勧奨や、健康保険委員を対象とした健康づくり等に関する研修会を開催する。 <p>■KPI：① <u>広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする（全国の平均値）</u></p> <p style="padding-left: 40px;">② <u>全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 58.0%以上とする</u></p>
<p>④ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己負担軽減額の通知を行う。 ・ ホームページやメールマガジン、納入告知書同封チラシ等による広報 	<p>④ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己負担軽減額の通知を行うとともに、ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ等による広報やリーフレット、ジェネリック

を実施するとともに、加入者に対してリーフレットやジェネリック医薬品希望シールを配布する。

- ・年齢階級別や薬効別、地域別の使用状況の定期的な把握及び本部から提供されたツールを活用し、関係方面への働きかけを行う。
- ・富山県ジェネリック医薬品使用促進協議会において、支部の取組等を積極的に発信する。
- ・ジェネリック医薬品の使用促進に向けたセミナーを開催する。
- ・医療機関及び調剤薬局への働きかけを実施する。

■KPI：

⑤医薬品の適正使用の推進

- ・レセプト情報から重複投薬、多剤投与者を抽出し、関係団体と連携し適正な服薬を啓発する。

⑥インセンティブ制度の本格導入

- ・インセンティブ制度の内容及び支部の課題について周知広報を実施する。

〈インセンティブ制度における評価指標〉

- (1) 特定健診等の受診率
- (2) 特定保健指導の実施率
- (3) 特定保健指導対象者の減少率
- (4) 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率
- (5) ジェネリック医薬品の使用割合

⑦パイロット事業

- ・平成32年度へ向けたパイロット事業を検討し、本部へ提案を行う。

⑧医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけや医療保

く医薬品希望シールを配布する。

- ・年齢階級別や薬効別、地域別の使用状況の定期的な把握及び本部提供のデータの活用により、関係方面へ発信する。
- ・富山県ジェネリック医薬品使用促進協議会において、支部の取組み等を積極的に発信する。
- ・ジェネリック医薬品使用促進に向けたセミナーを開催する。
- ・医療機関及び調剤薬局への働きかけを実施する。

■KPI：支部のジェネリック医薬品使用割合を77.4%以上とする

⑤医薬品適正使用の推進

- ・レセプト情報から多剤投与者を抽出し、県薬剤師会等と連携し適正な服薬を啓発する。

⑥インセンティブ制度の本格導入

- ・インセンティブ制度の本格導入に伴う制度の内容及び支部の課題について周知広報を実施する。

〈インセンティブ制度における評価指標〉

- (1) 特定健診等の受診率
- (2) 特定保健指導の実施率
- (3) 特定保健指導対象者の減少率
- (4) 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率
- (5) ジェネリック医薬品の使用割合

⑦パイロット事業

- ・平成31年度へ向けたパイロット事業を検討し、本部へ提案を行う。

⑧医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ

険制度改正等に向けた意見発信

i) 意見発信のための体制の確保

- ・医療提供体制等に係る意見発信を行うため、医療審議会地域医療構想部会及び全4圏域で開催される地域医療構想調整会議への参画を維持する。

(下部へ移動)

(下部へ移動)

(修正のうえ下部へ移動)

ii) 医療費データ等の分析

- ・県や市町村のほか外部有識者との協力連携を図り、調査研究を推進する。

iii) 外部への意見発信や情報提供

- ・医療の質や効率性の向上のため県及び4圏域で開催される地域医療構想調整会議にて積極的に意見を発信する。
- ・第3期医療費適正化計画、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）について進捗状況を確認しつつ、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行う。
- ・県内で開催される健康寿命日本一推進会議及び保険者協議会、健康づくり県民会議、がん対策推進県民会議、地域・職域連携会議など各種協議会において加入者・事業主を代表する立場で積極的に意見を発信

- ・医療の質や効率性の向上のため県及び4圏域で開催される地域医療構想調整会議にて積極的に意見を発信する。
- ・県内で開催される健康寿命日本一推進会議及び保険者協議会、健康づくり県民会議、がん対策推進県民会議、地域・職域連携会議など各種協議会において加入者・事業主を代表する立場で積極的に意見を発信する。
- ・第7次医療計画、第3期医療費適正化計画、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）について、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行う。
- ・県や市町村のほか外部有識者との協力連携を図り、調査研究を推進する。

	<p>する。</p> <p>■KPI：</p>	<p>■KPI：① <u>他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする</u></p> <p>② <u>「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する</u></p>
<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<p>①人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部が実施する評価者研修の伝達を行い、実態に即した効果的な評価制度の運用を行う。 <p>②OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 階層別研修や重点的な分野を対象とした業務別研修を通して、必要なスキルを習得する。 支部内の部門間連携を強化するため、職員の係替えや勉強会等を実施する。 職員の互換性の向上を図り、業務の効率化を推進する。 <p>③支部業績評価の本格実施に向けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営方針を理解し、協会のミッションや目標への取組を徹底する。 目標と進捗状況の見える化を徹底する。 <p>④費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な在庫管理等により経費の削減に努める。 ホームページへの調達公告や適切なスケジュールにより、一者応札案件の減少に努める。 調達審査委員会のもと、調達や執行を適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。 	<p>①人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部が実施する評価者研修の伝達を行い、実態に即した効果的な評価制度の運用。 <p>②OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 階層別研修や重点的な分野を対象とした業務別研修を通して、必要なスキルを習得する。 支部内の部門間連携を強化するため、職員の係替えや勉強会等を実施する。 職員の互換性の向上を図り、業務の効率化を推進する。 <p>③支部業績評価の本格実施に向けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営方針を理解し、協会のミッションや目標への取組みを徹底する。 目標と進捗状況の見える化を徹底する。 <p>④費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な在庫管理等により経費の削減に努める。 ホームページへの調達公告や適切なスケジュールにより、一者応札案件の減少に努める。 調達審査委員会のもと、調達や執行を適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

■KPI:

⑤コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

- ・法令等の規律の遵守（コンプライアンス）については、職員に研修等を行い徹底する。
- ・自主点検等の実施により、個人情報保護や情報セキュリティについて徹底する。

⑥リスク管理

- ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については迅速かつ効率的な初動対応を行う。加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。

⑤コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

- ・法令等の規律の遵守（コンプライアンス）については、職員に研修等を行い徹底する。
- ・自主点検等の実施により、個人情報保護や情報セキュリティについて徹底する。

⑥リスク管理

- ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については迅速かつ効率的な初動対応を行う。加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。